

十勝圏複合事務組合理約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約												
<p>○十勝圏複合事務組合理約 (平成29年9月6日 十地政第2183号指令)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1" data-bbox="114 804 1079 1018"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="114 804 1079 842">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 842 595 979">(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="595 842 1079 979">帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村地域は除く。)、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="114 979 1079 1018">略</td> </tr> </table> <p>第4条～第17条 略</p>	略		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村地域は除く。)、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	略		<p>○十勝圏複合事務組合理約 (平成29年9月6日 十地政第2183号指令)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 804 2128 1018"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 804 2128 842">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 842 1641 979">(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="1641 842 2128 979">帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 979 2128 1018">略</td> </tr> </table> <p>第4条～第17条 略</p>	略		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	略	
略													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村地域は除く。)、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
略													
略													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
略													